

福岡県公報

令和元年12月13日
第 63 号

目次

告 示 (第498号 - 第503号)

- 保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知
(農山漁村振興課) …………… 1
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 2
- 保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (農山漁村振興課) …………… 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課) …………… 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 3
- 福岡県旅館業法施行条例第2条第1項第6号の知事が定める施設
(生活衛生課) …………… 3

公 告

- 県税の賦課徴収関係事務に係る特定個人情報保護評価書(全項目評価書)(素案)に対する意見募集 (税 務 課) …………… 6
- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (県民情報広報課) …………… 6
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 7
- 総合特別区域法に基づく指定法人の指定 (商工政策課) …………… 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 7
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務厚生課) …………… 7
- 一般競争入札の実施 (教育庁施設課) …………… 9
- 土地改良区の役員の就任及び退任 (農村森林整備課) …………… 12
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 12
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 12

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 12
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 13
- 公共測量の実施 (県土整備総務課) …………… 14

公安委員会

- 福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(令和元年福岡県公安委員会規則第15号)の制定について (警察本部交通指導課) …………… 14
- 意見募集の結果の公示 (警察本部生活保安課) …………… 14
- 福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (警察本部生活保安課) …………… 15
- 意見公募手続を実施しなかった理由等の告示 (警察本部会計課) …………… 15

再 掲

- 家畜伝染病の発生 (畜 産 課) …………… 15

告 示

福岡県告示第498号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件の変更をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年12月13日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 指定施業要件変更予定森林の所在場所
飯塚市(次の図に示す部分に限る。)、飯塚市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養^{かん}
- 3 変更後の指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第499号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年12月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。
昭和63年8月20日農林水産省告示第1242号（2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに豊前市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第500号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業

要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

令和元年12月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月21日農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものを除く。）で定めるところによる。
平成2年8月14日農林水産省告示第1067号
- 2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度
 - 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課並びに関係市役所及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第501号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月13日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	二森石崎線	前	久留米市北野町石崎518番1先から 久留米市北野町石崎553番1先まで	7.1 ～ 7.1	14.8

		後	久留米市北野町石崎518番1先から 久留米市北野町石崎553番1先まで	8.9 ～ 15.3	14.8
--	--	---	--	------------------	------

福岡県告示第502号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和元年12月13日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年12月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	二森石崎線	久留米市北野町石崎518番1先から 久留米市北野町石崎553番1先まで

福岡県告示第503号

福岡県旅館業法施行条例（昭和35年福岡県条例第31号）第2条第1項第6号の知事が定める施設は、次のとおりとし、令和2年4月1日から施行する。

福岡県旅館業法施行条例第2条第1項第6号の知事が定める施設（平成25年7月福岡県告示第1153号）は、令和2年3月31日限り廃止する。

令和元年12月13日

福岡県知事 小川 洋

施設が所在する市町村名	施設の種類	施設の名称
大牟田市	陸上競技場	大牟田市御大典記念グラウンド
	庭球場	大牟田市笹林庭球コート
	武道場	大牟田市武道場

	社会教育施設	大牟田市立多目的活動施設リフレスおおむた
	准看護師養成施設	大牟田医師会看護専門学校
	職業能力開発施設	福岡県立大牟田高等技術専門校
直方市	公園	須崎町公園
		安入寺公園
		竜王ヶ丘公園
		植木北新手児童遊園
		藤田丸こども広場
		鴨生田公園
		打向児童公園
		水町遺跡公園
		南公園
		ふくち山麓はな公園
植木桜つつみ公園パークゴルフ場		
	児童センター	直方市児童センター
	生涯学習施設	ユメニティのおがた
	体育館	直方市体育館
	准看護師養成施設	直方看護専修学校
飯塚市	児童館	鯉田児童センター
	社会教育施設	飯塚市穂波青少年野営訓練所
	准看護師養成施設	飯塚医師会看護高等専修学校
	理容師・美容師養成施設	飯塚理容美容専門学校
田川市	准看護師養成施設	田川看護高等専修学校
	職業能力開発施設	福岡県立田川高等技術専門校
柳川市	准看護師養成施設	柳川山門医師会看護高等専修学校
	理容師・美容師養成施設	ハリウッドワールド美容専門学校
八女市	准看護師養成施設	八女筑後看護専門学校
	社会教育施設	福岡県立ふれあいの家南筑後

行橋市	運動場	中山グラウンド
		新田原グラウンド
		多目的グラウンド
		泉スポーツ広場
	社会教育施設	行橋市研修センター
		コスメイト行橋 市民会館
	体育館	行橋市民体育館
	庭球場	行橋市庭球場
	弓道場	行橋市弓道場
	武道場	行橋市武道場
キャンプ場	行橋総合公園オートキャンプ場	
准看護師養成施設	京都医師会看護高等専修学校	
豊前市	体育館	豊前市民体育館
	野球場	豊前市民球場
	武道場	豊前市民武道館
	弓道場	豊前市弓道場
	運動施設	豊前市能徳運動広場
	多目的グラウンド	豊前市南部体育施設
	プール	豊前市民プール
	運動場	天地山公園多目的運動広場
	准看護師養成施設	豊前築上医師会看護高等専修学校
小郡市	地域運動広場	東野地域運動広場
		立石地域運動広場
		小郡地域運動広場
	たなばた地域運動広場	
	運動公園	小郡市運動公園
体育館	小郡市体育館	
筑紫野市	射撃場	福岡県立総合射撃場

春日市	運動施設	春日市総合スポーツセンター
	准看護師養成施設	自衛隊福岡病院准看護学院
大野城市	社会教育施設	中央コミュニティセンター
		東コミュニティセンター
		南コミュニティセンター
	北コミュニティセンター	
	テニスコート	赤坂テニスコート 旭ヶ丘テニスコート
運動場	大野城総合公園	
プール	大野城市北市民プール	
宗像市	社会教育施設	福岡県立少年自然の家「玄海の家」
太宰府市	運動施設	北谷運動公園
		太宰府史跡水辺公園
少年スポーツ公園		
大佐野スポーツ公園		
体育センター		
太宰府市総合体育館とびうめアリーナ		
太宰府市梅林アスレチックスポーツ公園		
太宰府市歴史スポーツ公園		
太宰府市松川運動公園		
准看護師養成施設		筑紫看護高等専修学校
古賀市	馬術競技場	福岡県馬術競技場
福津市	児童センター	福津市児童センター フクスタ
	准看護師養成施設	福岡看護高等専修学校
うきは市	公園	保木公園
		城ヶ鼻公園
		調音の滝公園
		合所ダム公園
		古川水辺公園

	キャンプ場	保木公園キャンプ場
宮若市	児童遊園	桐野児童遊園
嘉麻市	児童館	嘉麻市立稲築西児童館 嘉麻市立嘉穂第二児童館
	学童保育所	稲築西学童保育所A 嘉穂第2学童保育所
朝倉市	学童保育所	立石Ⅱ・Ⅲ学童保育所 馬田学童保育所 金川学童保育所
	地域子育て支援拠点	旧老人福祉センター寿楽荘内「つどいの広場」
みやま市	社会体育施設	瀬高B&G海洋センター 高田B&G海洋センター
那珂川市	子ども広場	恵子子ども広場
	体育館	那珂川市市民体育館
	プール	ミリカローデン那珂川屋内プール
篠栗町	社会教育施設	福岡県立社会教育総合センター少年自然の家
志免町	体育館	町民体育館 西地区社会体育館
	多目的広場	町民ひろば
	社会教育施設	別府文化センター
須恵町	運動場	須恵町立健康広場 須恵町立旅石広場
	体育館	須恵町立あおば会館 須恵町立西体育館
	武道場	須恵町立武道場
	テニスコート	須恵町立スポーツ公園
	卓球場	須恵町立卓球場
	弓道場	須恵町立弓道場

	社会体育施設	須恵町運動公園		
	資料館	須恵町立歴史民俗資料館		
	美術館	須恵町立美術センター久我記念館		
	社会教育施設	須恵町カルチャーセンター		
芦屋町	ちびっ子広場	大城ちびっ子広場 浜口八ちびっ子広場 緑ヶ丘七ちびっ子広場 鑄鍛鋼ちびっ子広場 正門ちびっ子広場 金屋ちびっ子広場 市場ちびっ子広場 浜崎ちびっ子広場 浦ちびっ子広場 大君ちびっ子広場		
		岡垣町	児童クラブ	山田第二学童保育所 山田第三学童保育所
		小竹町	職業能力開発施設	福岡県立小竹高等技術専門校
		桂川町	社会教育施設	王塚古墳テーマパーク
		筑前町	社会教育施設	夜須高原野外活動センター
		香春町	プール	香春町町民プール
			公園	こども広場
		糸田町	プール	糸田町民プール
社会教育施設	糸田町児童館			
福智町	公園	ふれあいスポーツ公園 日王山自然公園		
		プール	B&G海洋センター	
	社会教育施設	ふれあい塾		
荻田町	運動施設	荻田町総合体育館 荻田町臨海総合グラウンド		

	プール	苅田町民温水プール
	庭球場	苅田町立庭球場
	社会教育施設	三原文化会館
みやこ町	公園	八景山自然公園
	児童クラブ	勝山児童クラブ
	運動施設	みやこ町豊津運動公園
吉富町	運動場	太町グラウンド 吉富町山国川総合グラウンド 吉富漁港総合グラウンド
	体育館	吉富町体育館
	プール	吉富町プール
	武道場	吉富町武道館
	地域子育て支援拠点事業実施施設	吉富町子育て支援センター
上毛町	社会教育施設	上毛町唐原コミュニティセンター 上毛町西吉富コミュニティセンター
	児童クラブ	大平放課後児童クラブ 西吉富放課後児童クラブ
	運動施設	上毛町健康増進施設 上毛町農業者トレーニングセンター
	運動場	上毛町総合グラウンド 上毛町大池公園多目的運動広場
	子育て支援センター	上毛町子育て支援センター
築上町	社会教育施設	築上町岩丸生涯学習センター 椎田学習等供用施設 築上町文化会館
	多目的グラウンド	築上町椎田グラウンド 築上町築城グラウンド
	プール	築上町築城海洋センター

		築上町椎田海洋センター
	体育館	築上町椎田体育館 築上町築城体育館 築上町築城海洋センター
	武道館	築上町武道館
	運動施設	サン・スポーツランド浜の宮
	相撲場	築上町相撲場
	テニスコート	築上町築城テニスコート
	パークゴルフ場	築上町パークゴルフ場
	博物館類似施設	築上町船迫窯跡公園
	児童クラブ	築上町放課後児童クラブ室
	児童館	築上町児童館

公 告

公告

県税の賦課徴収関係事務に係る特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（素案）について、次のとおり意見を募集します。

令和元年12月13日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

令和元年12月18日から令和2年1月21日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

公告

「知事が管理する公文書の開示等に関する規則」及び「知事が取り扱う個人情報の保護に関する福岡県個人情報保護条例施行規則」の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

令和元年12月13日

福岡県知事 小川 洋

1 意見募集期間

令和元年12月13日から令和2年1月13日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/johokokai-kojin-kisokukaisei-ikenboshu.html>) に掲載するほか、総務部県民情報広報課 (県庁1階県民情報センター) に備え置きます。

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月13日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡篠栗町大字尾仲字舟田606番2、606番4、609番1及び609番3から10まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区博多駅前三丁目26番29号 九勸博多ビル5階
積和不動産九州株式会社
代表取締役 赤松 大介

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月13日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡宇美町大字井野字ハスハ274番1、275番1、276番、277番1、278番1、279番6、280番6、280番7、280番8、281番1、282番及び283番1、並びに字梅木原314

番2、314番3及び314番5

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡宇美町障子岳三丁目1番31号
豊島急送株式会社
代表取締役 豊島 哲

公告

総合特別区域法 (平成23年法律第81号) 第26条第1項の規定に基づき、指定法人の指定をしたので、総合特別区域法施行規則 (平成23年内閣府令第39号) 第17条第10項の規定により次のように公示する。

令和元年12月13日

福岡県知事 小川 洋

法人の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定の有効期間
デンカ株式会社	東京都中央区日本橋室町二丁目1番1号	令和元年12月2日	令和4年12月1日まで

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月13日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市二丈深江字樋ノ口1479番1及び1479番6から1479番24まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

佐賀県唐津市松南町101番地1
アルファシテイ株式会社
代表取締役 石本 修一

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和元年12月13日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

県立学校タブレット等賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

① 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

② 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条

オ 県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む

。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

ク 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあつては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあつては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

キ 個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

ク 法人にあつては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあつては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

- ケ 障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者の雇用状況調査票（様式第4号）
- コ 営業概要表（様式第5号）
- サ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあつては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- シ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- ス ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- セ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ソ 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- タ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- チ I S O9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- ツ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はケに掲げるもの）
- テ 返信用封筒（404円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から令和元年12月19日（木曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時（当該入札に係る仕様申立書を期限までに提出し、確認を受けた者に限る。）まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和3年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和3年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける賃貸借契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年12月13日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約事項の名称
県立学校タブレット等賃貸借
- (2) 契約内容及び特質等
契約仕様書による。
- (3) 履行期間
令和2年3月1日から令和8年2月28日まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

(電話番号) 092-643-3092 (ダイヤルイン)

申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和2年1月23日（木曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	希望業種名	等級
05	01	電気器具	AA
05	02	電気通信機器	AA
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該賃貸借物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する賃貸借物品に係る保守、点検、修理その他アフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 納入しようとする賃貸借物品が1の(2)の仕様書に示した物品であることを証明する仕様申立書を下記5に掲げる者へ令和2年1月16日（木曜日）午後3時00分までに提出して承認を受けた者

なお、提出した仕様申立書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者

5 当該賃貸借契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県教育庁教育総務部施設課（県庁行政棟4階）

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3880（ダイヤルイン）

FAX番号 092-641-2934

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

令和元年12月13日（金曜日）から令和元年12月23日（月曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

令和2年1月23日（木曜日）午後3時00分

(3) 提出方法

持参又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁7階北棟建築都市総務課入札室

(2) 日時

令和2年1月23日（木曜日）午後3時30分

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、直ちに、再度の入札を行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又

は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を
保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書
面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供す
ること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額と
するもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人
等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書
面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加
わるができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額（税込み）の100分の5に達し
ない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停
止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者
がした入札

(9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と
する。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者に
くじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう
ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入
札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出するこ
と。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げら
れている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、協定に基づいて設置した福
岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ
（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に記載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手
続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県
の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
Leasing and maintenance of tablet type device for use in public schools in
Fukuoka Prefecture
- (2) Time Limit for Tender :
3:00 PM on January 23, 2020
- (3) Contact Point for the Notice :
Facilities Management Division, Fukuoka Prefectural Office
7 - 7, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812 - 8575, Japan

TEL 092-643-3880

公告

宮ノ陣土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により次のように公告する。

令和元年12月13日

福岡県知事 小川 洋

1 退任理事

氏名	住 所
八尋 義伸	久留米市宮ノ陣町大杜278番地
緒方 義信	久留米市宮ノ陣町若松703番地
平田 繁紀	久留米市宮ノ陣町八丁島1768番地
八尋 毅	久留米市宮ノ陣町大杜286番地
関 輝秋	久留米市宮ノ陣町若松1914番地 1
荒巻 康弘	久留米市宮ノ陣町八丁島1651番地 2
草場 守克	久留米市宮ノ陣町大杜809番地 1

2 退任監事

氏名	住 所
山崎 繁實	久留米市宮ノ陣町若松2158番地
石橋 浩幸	久留米市宮ノ陣町八丁島1620番地

3 就任理事

氏名	住 所
八尋 義伸	久留米市宮ノ陣町大杜278番地
緒方 義信	久留米市宮ノ陣町若松703番地
平田 繁紀	久留米市宮ノ陣町八丁島1768番地
八尋 毅	久留米市宮ノ陣町大杜286番地
関 輝秋	久留米市宮ノ陣町若松1914番地 1
荒巻 康弘	久留米市宮ノ陣町八丁島1651番地 2
草場 守克	久留米市宮ノ陣町大杜809番地 1

4 就任監事

氏名	住 所
山崎 繁實	久留米市宮ノ陣町若松2158番地
石橋 浩幸	久留米市宮ノ陣町八丁島1620番地

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月13日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市松崎字高見154番 2

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

小郡市寺福童496番地11 コスモテール小郡式番館606号

江崎 拓也

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月13日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡久山町大字久原字前田2316番 1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市東区松田三丁目 9 番 9

平山 裕子 小林 賢治

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

令和元年12月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
大牟田市大字櫛野字鳥越2376番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大牟田市大字宮崎2870番地エルシオン106号
清水 優樹

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年12月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
糸島市二丈松国、二丈波呂（国道497号）	令和元年11月19日から 令和2年3月19日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年12月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
糸島市東（国道497号）	令和元年11月21日から 令和2年3月19日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省九州地方整備局福岡国道事務所長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年12月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
糸島市東、二丈武、二丈松国（国道497号）	令和元年11月27日から 令和2年3月19日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年12月13日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類

公共測量（基準点測量）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡東区西丸山町ほか	令和元年11月21日から 令和2年2月28日まで

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

令和元年12月13日

福岡県知事 小川 洋

1 測量の種類

公共測量（3級基準点）

2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡東区祝町一丁目	令和元年10月16日から 令和元年12月27日まで

公安委員会

福岡県公安委員会告示第277号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（令和元年福岡県公安委員会規則第15号）を制定したので、同条例第41条第5項の規定に基づき、次のように告示する。

令和元年12月13日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

当該改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）及び成年被後見人等の権利の制限に

係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備等に関する規則（令和元年国家公安委員会規則第8号）の制定に伴い、福岡県道路交通法施行細則の一部を改正したものであるが、その内容は、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 規則の施行の日

令和元年12月14日

3 概要等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部交通指導課に備え置く。

福岡県公安委員会告示第281号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第1項の規定に基づき、福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（案）について、令和元年10月17日から同年11月15日までの間、意見公募手続を実施したので、同条例第41条第1項の規定に基づき、その結果を告示する。

令和元年12月13日

福岡県公安委員会

1 規則の題名

福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和元年福岡県公安委員会規則第16号）

2 規則の公布の日

令和元年12月13日

3 意見公募手続の結果

意見は提出されなかったため、原案のとおり規則を制定することとした。

4 関連資料

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部生活安全部生活保安課に備え置く。

福岡県公安委員会規則第16号

福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和元年12月13日

福岡県公安委員会

福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成25年福岡県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号エ(イ)中「第7号」を「第8号」に、同号エ(ウ)中「成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に、同号オ(ウ)中「第6号」を「第7号」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

（心身の故障により風俗案内業の業務を適正に実施することができない者）

第5条の2 条例第4条第7号の公安委員会規則で定める者は、精神機能の障がいにより風俗案内業の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第12条の次に次の1条を加える。

（心身の故障により管理者の業務を適正に実施することができない者）

第12条の2 条例第14条第3項第3号の公安委員会規則で定める者は、精神機能の障がいにより管理者の業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

福岡県公安委員会告示第287号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第8号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで、遺失物法施行令の一部改正に伴う特例施設占有者の指定の取消し処分基準を変更するので、同条例第41条第5項の規定に基づき次のように告示する。

令和元年12月13日

福岡県公安委員会

1 意見公募手続を実施しなかった理由

今回の遺失物法施行令の一部改正(遺失物法施行令第5条第5項口の一部改正)は「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）」の一部施行に伴うものであり、特例施設占有者の指定の取消し処分基準の変更は、他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として福岡県行政手続条例第37条第4項第8号の規定に該当することから、意見公募手続を実施しなかったものである。

2 変更の日

令和元年12月14日（遺失物法施行令の一部改正施行日）

3 概要等

関係資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部総務部会計課に備え置く。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第456号の2

家畜伝染病が発生したので家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

令和元年12月2日

福岡県知事 小 川 洋

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	筑紫野市	令和元年11月29日